

令和8年度 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会 事業計画

めざす姿

ささえ て ささえられて みんなが主役のまちづくり

基本方針

本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、地域では暮らしの不安や困りごとが益々多様化・複雑化しています。経済的な困窮や介護の負担、子どもや若者の孤立など、身近なところでさまざまな生活課題が生じており、社会とのつながりや支えあう機会の減少により、深刻化するケースも少なくありません。

こうした課題の解決に向けては、制度やサービスだけでなく、人と人、人と地域をつなぐ中で、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことが必要とされています。

このような状況のもと、令和8年度は「第5期各務原市地域福祉活動計画」に基づき、地区社会福祉協議会を中核に、子ども、障がいのある人、高齢者など、すべての住民が世代を超えてつながり、住民が主体となる支えあい活動を推進します。あわせて、地域の中に人と人が出会い、つながる「場づくり」にも注力し、地域団体や事業所などの多様な関係者と連携し、制度や分野の枠を超えた協働を通じて、誰もが気軽に関われる環境をめざします。

また、利用者本位の視点を大切にした良質な介護保険サービスの提供、地域とのつながりを重視した地域包括支援センター事業、一人ひとりの尊厳を守る権利擁護センター事業を着実に展開します。そして生活相談センターさぼーとでは、複合的な課題を抱える相談者に対し、関係機関や地域住民と連携した伴走型支援体制の構築に取り組むとともに「つなぐのお部屋」の充実により、ひきこもりの方等、生きづらさを抱えた方も、孤立せず安心してつながれる場の創出に努めます。

これらの全ての取り組みにおいて、本人の意思を尊重し選択や判断を支える「意思決定支援」の視点を中心に据え、「その人らしい暮らし」を地域の中で支えていくことを、地域の皆さまとともに進めていきます。

また、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、持続可能で信頼される社会福祉協議会をめざして、令和9年度からの中期経営計画の策定を進めてまいります。

基本目標 1 認めあい、支えあうまちづくり

基本施策（1） 地域活動の促進

第5期地域福祉活動計画に掲げた17地区社協ごとのめざす姿及び取組みを推進し、住民が主体となる支えあい活動を促進します。また、自治会などにおいて地域特性

や住民のニーズに合った活動を展開します。地区社協メニュー事業助成やボランティアハウス事業助成などについては、持続可能な内容となるよう検討していきます。

重点事業

- ・第5期地域福祉活動計画の推進
- ・地域実情にあわせた独自・メニュー事業の展開

基本施策（２） 見守り・助けあいの活性化

日常生活において何らかの支援が必要な人に対して、地域で見守り、助けあう基盤の整備や、住民主体の支えあい活動に対する支援の充実、活性化を進めます。また、地域における見守り活動と福祉サービスなどが連携し、支援が必要な人を最適な支援につなげる体制づくりをめざします。

重点事業

- ・生活相談センターさぽーとの充実

基本施策（３） 地域組織・団体の連携強化

生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の解決に向けた支援や地域の担い手の連携強化などに取り組みます。また、社会福祉法人連絡会については、情報交換をおこないながら、負担のない連携、取組みについて検討していきます。

重点事業

- ・情報発信と地域活動への参加促進
- ・社会福祉法人連携事業

基本目標 2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

基本施策（１） 支えあう意識づくり

小中学校や高校、企業が地域で地域福祉活動の重要性や助けあい・支えあいの大切さを伝える福祉教育を推進します。特に、地域住民や関係機関の協力を得ながら、新たな福祉教育の展開をすすめていきます。また、社協だよりやウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSによる情報の提供とおして、偏見や差別をなくし思いやりの心を育む啓発を行います。

重点事業

- ・福祉教育の在り方の検討

基本施策（２） 活動の担い手づくり

ボランティア活動の楽しさや喜びを感じてもらえるよう、活動への参加促進と担い手の掘りおこしを行います。また、傾聴ボランティア養成講座を再度開催し、新た

な担い手を養成しながら、修了生が活躍できる体制づくりを進めます。

重点事業

- ・ 傾聴ボランティアの養成、活動機会の創出支援

基本施策（３） 多様な住民の参画促進

子どもや高齢者、若い世代、障がいのある人などが交流・生きがいをもって活動できる機会をイベントや地区社協の行事をとおして行います。

重点事業

- ・ こどもまんなかサロン事業

基本目標 ３ 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

基本施策（１） 福祉サービスの質の向上・利用促進

福祉に関する総合相談窓口の設置、地域包括支援センター、ケアプランの作成、訪問介護事業の実施により、質の高い福祉サービスと相談支援を提供します。また、困難ケースの対応方法などを考える学習会について各部署を横断して開催し、職員の相談スキルを高め、情報の共有を進めます。

重点事業

- ・ 居宅介護支援事業
 - 高齢者のケアプラン作成
 - 介護認定調査の実施
- ・ 訪問介護事業
 - 介護保険訪問介護事業
 - 障がい児者ヘルパー事業
- ・ 地域包括支援センター事業
 - 介護予防プランの作成
 - 介護予防ケアマネジメントプランの作成
 - 総合相談事業
- ・ 部署を横断した相談支援体制の充実

基本施策（２） さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実

制度の狭間にあり、必要な福祉サービスの利用に至っていないなど支援を必要とする人に対して、専門機関と行政、住民組織と連携しながら住居確保や就労機会を提供し、自立に向けた支援を行います。日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護事業の利用を促進する他、多くの後見人が活躍でき、安心して後見業務に取り組めるよう成年後見人のサポート体制を築くとともに、市民後見人養成講座を

開催し、市民目線で成年後見制度に携わっていただける人財を育成します。また、ひきこもり支援センター事業については、居場所「つなぐのお部屋」をリニューアルし、丁寧な当事者・家族支援を行っていきます。

重点事業

- ・生活相談センターさぽーとの充実 【再掲】
- ・ひきこもり支援ステーション事業の展開
- ・市民後見人の養成、育成・支援

基本施策（３） 防災・防犯活動の推進

災害ボランティアの受け入れを想定した調整・協議など、支援を受けるための体制を構築します。また、高齢者や障がいのある人をはじめ地域住民が安心、安全に生活できるよう防災、防犯の取り組みを行います。

重点事業

- ・災害ボランティアセンターの機能強化

基本施策（４） 包括的な自殺予防体制の構築 【自殺対策計画】

保健・医療・福祉・教育・労働など、様々な分野の行政機関や、関係団体と連携し、自殺対策に関する検討や情報交換などを行います。

重点事業

- ・生活相談センターさぽーとの充実 【再掲】
- ・ひきこもり支援ステーション事業の展開 【再掲】
- ・部署を横断した相談支援体制の充実 【再掲】